

特定個人情報保護委員会事務局職員の訓告等に関する規程を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会事務局職員の訓告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定個人情報保護委員会事務局の一般職の職員の非違行為に対する訓告、嚴重注意及び注意（以下「訓告等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(訓告等)

第2条 訓告等は、職員の非違行為に対して、当該非違行為が、懲戒処分（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条に規定する懲戒処分をいう。次項において同じ。）を行うまでに至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、服務を厳正に保持するため、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。

2 職員の非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。

3 職員の非違行為が、前項に規定する訓告までに至らないものと認められる場合には、その軽重の程度を審査し、嚴重注意又は注意を行うものとする。

(訓告等の措置権者など)

第3条 訓告等を行う者（以下「措置権者」という。）及びその権限が及ぶ官職又は職員の範囲は、別表のとおりとする。

(訓告等の措置)

第4条 措置権者は、訓告又は嚴重注意を行う場合には、その事由を明記した文書を交付して行い、注意は口頭により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。

別 表

措置権者	権限が及ぶ官職又は職員の範囲
委員長	省令職以上の職員
事務局長	省令職未満の職員